八戸圏域ウルシ造林事業募集案内

八戸圏域連携中枢都市圏（以下、「圏域」）内で当該事業を利用してウルシ苗木購入費用の補助を希望する場合は、あらかじめ登録が必要です。ただし応募者数等により、登録者全員に交付されるとは限りませんので御了承願います。

**○募集内容**

　　ウルシを植栽、育成する意思があり、植栽可能な土地を準備できる方（植栽地は0.1ha以上）

**○登録書請求方法**

　　「八戸圏域ウルシ造林事業登録申込書」（以下、「申込書」）は圏域の市町村担当部署窓口に設置しています。申込書を郵送で請求される場合は、圏域の市町村担当部署宛てに封筒の表に朱書きで「申込書請求」と明記し、送付先の住所氏名を明記し、８４円切手を貼付した返信用封筒（定形、長形３号）を同封してください。

　　また、五戸町ホームページからも申込書のダウンロードはできます。

**○登録要件**

　次の全ての条件を満たすもの

　　・圏域内に住所をおく者（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）

　　・圏域内の所有地及び自己が経営する山林において、ウルシの植栽を行う、または行う予定のある者

※南部町及び田子町内は、山林及び遊休農地に限る

　　・過去３年度において納付すべき住民税、固定資産税及び国民健康保険税を滞納していない者

**○登録申込方法**

申込書に必要事項を記入し、持参又は郵送にて圏域の市町村担当部署に提出してください。

　　※電話、Fax、Eﾒｰﾙでの受付はしておりません。

**○登録期間**

　　申請書の受領日から３年間を登録期間とします。なお申込書は登録期間満了後、当方で廃棄処分させていただきます。

**○登録から補助金交付まで**

　① 申込書を上記手続きのとおり提出　→　候補者登録

　② 登録者の中から書類選考し決定通知を送付

　③ 登録者から交付申請書等の提出　→　交付決定通知送付

④ ウルシ植栽後に実績報告書を提出

⑤ 実績報告書を審査し、補助金交付

**○注意点その他**

　　　応募者数等により、登録者全員が交付対象になるとは限りません。

　　【圏域市町村担当部署（申込先）】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市町村名 | 担当部署 | 所在地 | 連絡先 |
| 八戸市 | 農林畜産課 | 八戸市内丸一丁目1-1(別館5階) | 0178(43)9052 |
| 三戸町 | 農林課 | 三戸町大字在府小路町43 | 0179(20)1155 |
| 五戸町 | 農林課 | 五戸町字古舘21-1 | 0178(62)2111 |
| 田子町 | 産業振興課 | 田子町大字田子字天神堂平81 | 0179(20)7115 |
| 南部町 | 農林課 | 南部町大字沖田面字沖中46(南部分庁舎) | 0179(34)3371 |
| 階上町 | 産業振興課 | 階上町大字道仏字天当平1-87 | 0178(88)2116 |
| 新郷村 | 農林課 | 新郷村大字戸来字風呂前10 | 0178(78)2111 |